

追加の緊急経済支援について

まん延防止等重点措置の適用に伴い、追加の経済支援を行う。

1 中小事業者月次支援金（7月分）の実施

まん延防止等重点措置適用期限が7月11日までに決定したことに伴い、5月分、6月分に引き続き、「月次支援金」の7月分を実施する。

事業費は約5.6億円。

休業等を行う飲食店との取引あり、 外出・移動自粛の直接的な影響あり	休業等を行う飲食店との取引なし、 外出・移動自粛の直接的な影響なし
<p>【売上50%以上減】</p> <p>●中小企業者等 【A】</p> <p>法人 最大30万円/月 (うち市10万円)</p> <p>個人 最大15万円/月 (うち市5万円)</p>	<p>【売上50%以上減】</p> <p>●中小企業者等 【C】</p> <p>法人 最大20万円/月 市独自</p> <p>個人 最大10万円/月</p>
<p>【売上30%～50%未満減】</p> <p>●中小企業者等 【B】</p> <p>法人 最大20万円/月 (うち市10万円)</p> <p>個人 最大10万円/月 (うち市5万円)</p>	<p>【売上30%～50%未満減】</p> <p>●中小企業者等 【D】</p> <p>法人 最大10万円/月 市独自</p> <p>個人 最大 5万円/月</p>

2 中小事業者月次支援金（5月分・6月分）の支援金上乘せ

休業要請の影響を強く受ける酒類販売事業者のうち、売上が70%以上減少した事業者に対する上乘せ金額を増額。

休業等を行う飲食店との取引あり、 外出・移動自粛の直接的な影響あり	休業等を行う飲食店との取引なし、 外出・移動自粛の直接的な影響なし
<p>【売上70%以上減】</p> <p>●酒類販売事業者</p> <p>法人 最大70万円/月</p> <p>個人 最大35万円/月</p>	
<p>【売上50%以上減】</p> <p>●酒類販売事業者 法人 最大50万円/月 個人 最大25万円/月</p> <p>●中小企業者等 法人 最大30万円/月 個人 最大15万円/月</p>	<p>【売上50%以上減】</p> <p>●中小企業者等 法人 最大20万円/月 個人 最大10万円/月</p>
<p>【売上30%～50%未満減】</p> <p>●中小企業者等 法人 最大20万円/月 個人 最大10万円/月</p>	<p>【売上30%～50%未満減】</p> <p>●中小企業者等 法人 最大10万円/月 個人 最大 5万円/月</p>

※6月25日（金）から5月・6月分の申請受付を開始します。（HP・コールセンター同日開設）
7月分については、詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

【お問合せ先】産業経済局緊急経済対策室
担当：白石、大庭
TEL：582-2299